

学校いじめ防止基本方針

蕨市立東小学校

1 目的

いじめ防止対策推進法の規定に基づき、国・県・市の基本方針を参酌し、いじめ防止等の対策を組織的かつ計画的に推進するために、これを定める。

2 組織

いじめの未然防止・早期発見・いじめに対する措置を実効的に行うため、「いじめ等問題対策委員会」を置く。対策については、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することがとくに重要であることを認識しておこなっていく。なお、本校では、いじめの発生につながる可能性の高い「学級がうまく機能しない状況」についても、本委員会でも取り扱うものとする。

(1) 構成

校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、各ブロック長、担任

(2) 開催

- ・問題が生じた時
- ・未然防止や早期発見へとつなげる対策の共通理解、共通行動の確認を行う時

3 基本となる柱

未然防止

- すべての児童が参加・活躍できる授業
- 人と関わり絆を作り自己有用感を高める活動
- 指導力と組織力を高める校内研修
- ささいなことでも相談できる児童・保護者との信頼関係づくり
- 教育相談等における情報収集

早期発見

- ささいな児童の変化に気付く教師の目
- ささいな児童の変化をとらえるシステム
- 情報を共有し指導に生かす組織体制
- 教育相談等における情報収集

いじめに対する措置

- 事実をつかみ迅速に対処できる組織体制
- 保護者への適切な情報提供と支援
- 再発防止へ向けた児童への指導

4 定義

(1) いじめ

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(注1) 「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気

持ちを重視することである。

(注2) 「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

(注3) 「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

(注4) 「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

(注5) 「けんか」や「ふざけあい」もいじめに含まれる。

(2) 学級の騒乱状態（学級がうまく機能しない状況）

児童たちが教室内で勝手な行動をして教師の指導に従わず、授業が成立しないなど、集団教育という学校の機能が成立しない学級の状態が一定期間継続し、学級担任による通常の手法では問題解決ができない状態に立ち至っている場合。

5 具体的な行動計画

(1) 未然防止

○すべての児童が参加・活躍できる授業

学習規律・学習習慣の確立

ねらいが明確で、仲間と関わりながら「わかる」「できる」を実現する授業

○人と関わり絆を作り自己有用感を高める交流・指導

縦割り遊び（★特活部）

縦割り給食（★新型コロナウイルス感染予防対策のため、中止）

人権作文・標語（★1学期・2学期…人権教育部）

心のポエム（★1学期・2学期…道徳部）

そのほか各種交流の実施、指導の実践

○指導力と組織力を高める校内研修

生徒指導研修会（★1学期・夏季・3学期…生徒指導委員会）

＊I's 2019～いじめ・自殺・暴力行為対応ハンドブック～の活用

東日本大震災被災児童への配慮

(2) 早期発見

○ささいな児童の変化に気付く教師の目

生徒指導強化週間（★5月・11月・2月…生徒指導委員会）

けんかやふざけ合いの背景にある事情調査

○ささいな児童の変化をとらえるシステム

学校生活アンケートの実施（★学期2回…生徒指導委員会）

＊マナーに陥らないようなアンケートの工夫が必要となる。

＊結果については、蕨市教育委員会に報告する。

アンケート結果を基に、個人面談を実施

アンケート結果の検証及び、組織的な対処方法の策定

教育相談週間（★教育相談部）

いじめ防止児童面談（★10～11月…生徒指導委員会）

○情報を共有し指導に生かす組織体制

□生徒指導委員会における活動の充実（★毎月…生徒指導委員会）

*休み時間・クラブ・委員会・担任以外の授業における児童実態にも目を向ける。

(3) いじめに対する措置（★随時…いじめ等問題対策委員会）

○事実をつかみ迅速に対処できる組織体制

□いじめの発見や相談を受けた際には、迅速かつ組織的に事実確認を行う。

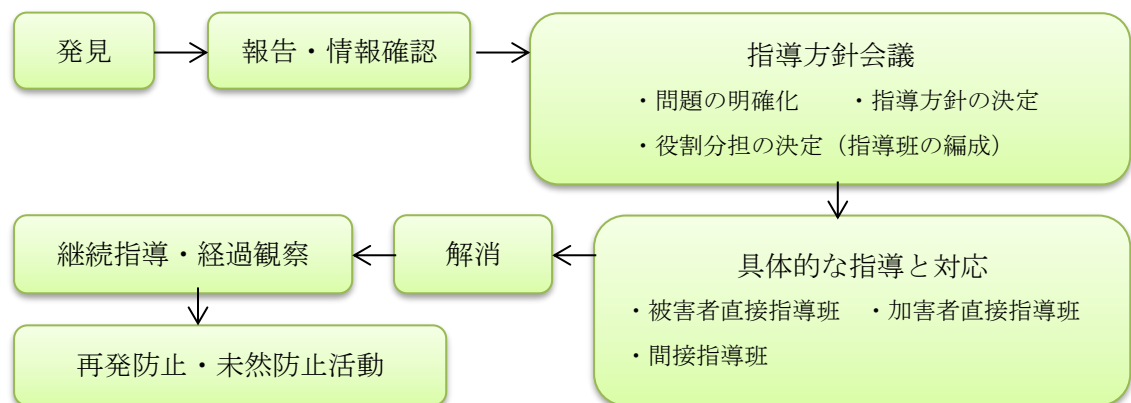
□ささいな兆候や懸念でも児童の訴えを抱え込まず、報告・相談する。

□いじめを発見した場合には、組織委員会で対策を考え、被害児童を守り通し、速やかにいじめを止めさせ、再発防止に努める。

*児童の指導・支援にあっては、状況によっては「いじめ」という言葉を使わずに柔軟に指導する。

○保護者への適切な情報提供と支援

○再発防止へ向けた児童への指導



*発見者は、「学年主任→生徒指導主任→管理職」の順を基本として報告する。

*報告から24時間以内に指導方針会議（いじめ等問題対策委員会）を開く。その際、児童どうしの人間関係、教師の指導力不足、家庭環境といった原因を正しくとらえた上で方針を決定する。

*5日を経ても改善が見られない場合は、別途具体の方針を立てる。

*保護者との連携に躊躇せずに取り組む。

*全職員は一丸となって当該学級担任を支えるために努力する。誠実に取り組んでいる姿勢に水を差すような発言や態度は厳に慎む。

*「いじめの解消している状態」を、以下のように捉える。

①いじめに関わる行為が3カ月以上止んでいる。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

ただし、これらの要件が満たされた状態であっても、日常的に注意深く観察していく。

6 重大事態への対処

(1) 定義 *いじめ防止対策推進法より引用

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なく

されている疑いがあると認めるとき。

*重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態として対応を開始するのではなく「疑い」が生じた段階で調査を開始する。

*いじめにより重大な被害が生じたと、児童や保護者からあったときには、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

(2) 対処

○いじめ等問題対策委員会を開き協議する。その際、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者や、地域諸機関・所轄警察署とも連携を取り、必要に応じて構成メンバーに加える。

○速やかに事実確認を行い、その結果を蕨市教育委員会に報告する。

○いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援と、いじめを行った児童に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。

○いじめを受けた児童やそのほかの児童が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。